

第 2 回松阪市環境基本条例策定委員会



【開催日時】 平成 15 年 8 月 26 日（火） 午後 2 時から

【開催場所】 勤労者総合福祉センター 2 階 会議室

【出席者】

寺本博美、高橋保幸、富田靖男、大西憲一、筒井弘佳、鈴木重身、西川博明、橋本英一、岩出 隆、花山初子、米田としゑ、佐藤智基、今井久晴

【事務局】

鈴木市民生活部長、池田環境課長、吉川環境課長補佐、村田環境保全係長、環境推進係若山

【協議内容】

先に事務局より、「環境基本条例について考える」というテーマで、環境基本条例の基本的な構成要素について説明し、事務局より提起した条例案をもとに、各事項について検討した。

◎条例案全体について

- 提示された条例案では、条文全体のつくりが行政主体の作り方になっていて、市民、事業者はでてきているが、「市民団体」という言葉が出てきていない。この点については、各者の責務の条文において、彦根市環境基本条例や桑名市環境基本条例においては、市民とともに市民団体の責務として規定しているところもある。これからは、NPO や NGO などの団体を念頭においたほうがよい。
- 全体的に歴史・文化に関することが大きすぎるように思う。

- また、市民団体の他、京都市や浜松市などは「滞在者」に対する条文もある。観光客を含めた滞在者をどう扱うべきなのか？

◎【前文】について

- 〔前文〕の17行目にある「すべての者」…解説では、市、市民、事業者とあるがここに、市民団体、滞在者をどう扱うか？これは、後の【各者の責務】の部分にも言えることである。
- 環境法といっても、自然環境を意識せざるを得ない、そういう意味で、「伊勢湾」に関する記述が前文中において「伊勢の海」と一言しなかない。松阪市が自然環境の恩恵を受ける中で、「伊勢湾」は軽視できないものである。同時に「森林」、「山」の記述もない。
- 条例案の〔前文〕の3行目「また、伊勢参宮…文化を形づくってきた。」という表現は、次につづく「この恵まれた環境」なのか？これは言われている環境基本条例の「環境」とは違うのではないか。
- 提言の中で、「環境の範囲」をどこまで考えればいいのか話し合った。自然と歴史・文化、都市環境を含めて環境を捉えていこうということになった。このことは当然条例にも当てはまることだと思う。
- 条例は誰が読むのか？ということを考えた時、意外と環境については、市民の方は当たり前だと思っていることが多い、特に市民の方にはこの条例を通じて改めて松阪の環境がどういうものなのかということを確認していただく必要がある。それだけに、〔前文〕の表現に関しては、自然的なもの、歴史的なもの、都市的なものの表記のバランスが大切だと思う。
- 〔前文〕の17行目の「環境の保全…」の前に、「西部山地と伊勢湾並びにそれを結ぶ櫛田川、阪内川、三渡川等河川とその流域の環境を保全」という表現を加えてみてはどうか。
- 〔前文〕の3行の部分の自然に関する表現をもう少し充実させるべきである。松阪市の自然環境の捉え方を、この部分にもう少し表現したほうがよい。「伊勢湾」、「川」、「森」などのことは入れておくべきである。
- 市民一人ひとりが、この条例を身近に感じることができるためにも、身近に感じとることのできる表現を盛り込んでいきべきである。
- 〔前文〕17行目の「すべての者」という表現について、適切な表現はないのか？

◎「環境権」の扱いについて

- 「環境権」の問題であるが、憲法の範囲（第 25 条）の範囲で抑えておけばよいのか。それとも、もっと踏み込んで考えるべきか。
- 「環境権」を明記すると、「環境権の侵害」という次の段階についても考える必要があると思う。
- 〔前文〕には、「環境権」を明記せざるをえない。
- 「環境権」を明記するのであれば、〔基本理念〕のところにに入れるのが妥当ではないか。
- 「環境権」を条文中に明記すると、産業の発展を阻害することにつながるということなのか。
- 環境基本法の中に、「環境権」を明記していないことが、「環境税」の導入を遅らせているという事実もある。ただ「環境」という問題をどのように捉えるか。産業といえども、「公共の利益」に反することはいけない。環境を優先するのか、それとも産業の発展なのかという二者択一的な発想になると、「環境権」は産業の発展の足かせになりえるものなのではないか。
- 企業は、事業活動を通じて社会に貢献していこうとすれば、それに伴い環境への負荷を引き起こす結果となる。以前の高度成長期の時のように、とにかく製品を大量に生産すればよいというのではなく、事業者自身も ISO14001 の取得などを通じて、事業活動における環境への負荷を低減していき、事業活動を継続していく動きになってきている。環境そのものを事業活動に入れないと、成り立たなくなっている。
- 実際には、動かしていく際にはいろいろな問題が出てくると思う。
- 決意表明として「環境権」を明記するには、〔前文〕に入れることがいいのではないか。
- 鈴鹿市の条例では、〔前文〕で「環境権」と表記している。
- 亀山市の条例でも、〔前文〕で「環境権」を明記している。
- 〔条文〕の中に、「環境権」を明記すべきではないか。将来的に入れる必要があるだろうと思うなら、〔条文〕の中に入れるべきである。
- 環境基本法にも、「環境権」は明記されていないのに、条文中に入れるのはどうか。
- 顧問のご意見にも、「環境権」の問題には特に触れていない。
- 「権利」と「義務」という問題があるけども、「環境権」を明記すると「権利」ばかりがクローズアップされて、条例を読む側は「義務」について軽んじてしまうこ

とにならないか。「権利」と「義務」は表裏一体で理解してもらう必要がある。
「権利」ばかりを主張する人が多くなるのでは。

- 「環境権」の問題であるが、憲法の範囲（第 25 条）の範囲で抑えておけばよいのか。それとも、もっと踏み込んで考えるべきか。
- 「環境権」を明記すると、「環境権の侵害」という次の段階についても考える必要があると思う。
- 〔前文〕には、「環境権」を明記せざるをえない。
- 「環境権」を明記するのであれば、〔基本理念〕のところに入れるのが妥当ではないか。
- 「環境権」を条文中に明記すると、産業の発展を阻害することにつながるということなのか。
- 環境基本法の中に、「環境権」を明記していないことが、「環境税」の導入を遅らせているという事実もある。ただ「環境」という問題をどのように捉えるか。産業といえども、「公共の利益」に反することはいけない。環境を優先するのか、それとも産業の発展なのかという二者択一的な発想になると、「環境権」は産業の発展の足かせになりえるものなのではないか。
- 企業は、事業活動を通じて社会に貢献していこうとすれば、それに伴い環境への負荷を引き起こす結果となる。以前の高度成長期の時のように、とにかく製品を大量に生産すればよいというのではなく、事業者自身も ISO14001 の取得などを通じて、事業活動における環境への負荷を低減していき、事業活動を継続していく動きになってきている。環境そのものを事業活動に入れないと、成り立たなくなっている。
- 実際には、動かしていく際にはいろいろな問題が出てくると思う。
- 決意表明として「環境権」を明記するには、〔前文〕に入れることがいいのではないか。
- 鈴鹿市の条例では、〔前文〕で「環境権」と表記している。
- 亀山市の条例でも、〔前文〕で「環境権」を明記している。
- 〔条文〕の中に、「環境権」を明記すべきではないか。将来的に入れる必要があるだろうと思うなら、〔条文〕の中に入れるべきである。
- 環境基本法にも、「環境権」は明記されていないのに、条文中に入れるのはどうか。
- 顧問のご意見にも、「環境権」の問題には特に触れていない。

- 「権利」と「義務」という問題があるけども、「環境権」を明記すると「権利」ばかりがクローズアップされて、条例を読む側は「義務」について軽んじてしまうことにならないか。「権利」と「義務」は表裏一体で理解してもらう必要がある。「権利」ばかりを主張する人が多くなるのでは。

◎【目的】について

- 「うるおいある豊かな環境」というのは、イメージできるか。もう少しわかりやすい表現はないのか。
- 「うるおいある豊かな環境」という言葉が、望ましい環境像としているが、現時点では理解し難い面も多い、もう少し簡潔に表現できないものだろうか。鈴鹿市しあわせ環境基本条例のように、「しあわせ」という簡潔な表現でもいいのではないか。
- 「うるおい」と「豊か」は同じような意味。
- 提言の内容を考えると、「うるおいある豊かな環境」という表現も理解できるものである。この表現をイメージさせるものを前文の中で示せばもっとわかりやすくなるのではないか。
- 「山」、「川」、「海」というのは、懇話会のテーマだった。このことを「うるおいある豊かな環境」と上手く結びつけられればよいと思う。
- 緑が豊かな景色が松阪市では、どこからでもすぐ見ることができる。そのような意味では、「うるおい」というのは感じるができる。
- 基本理念の第3号の表現に関して、ここまで記述する必要があるのか？
- 環境美化ということも、盛り込むべきではないか。
- 「うるおいある豊かな環境」というのは、イメージできるか。もう少しわかりやすい表現はないのか。
- 「うるおいある豊かな環境」という言葉が、望ましい環境像としているが、現時点では理解し難い面も多い、もう少し簡潔に表現できないものだろうか。鈴鹿市しあわせ環境基本条例のように、「しあわせ」という簡潔な表現でもいいのではないか。
- 「うるおい」と「豊か」は同じような意味。
- 提言の内容を考えると、「うるおいある豊かな環境」という表現も理解できるものである。この表現をイメージさせるものを前文の中で示せばもっとわかりやすくなるのではないか。

- 「山」、「川」、「海」というのは、懇話会のテーマだった。このことを「うるおいある豊かな環境」と上手く結びつけばよいと思う。
- 緑が豊かな景色が松阪市では、どこからでもすぐ見ることができる。そのような意味では、「うるおい」というのは感じるができる。
- 基本理念の第3号の表現に関して、ここまで記述する必要があるのか？
- 環境美化ということも、盛り込むべきではないか。

◎まとめ

- 前文には、自然環境…「山」、「川」、「海」の一体性を表現し、そのことを「うるおいある豊かな環境」に関連づけるようにする。また「環境権」は、前文中に盛り込むこととなった。
-
- また、松阪市と同様に環境基本条例の制に関して、市民主導による「環境市民懇話会」を設置し「環境基本条例に関する提言書」を作成している京都府の城陽市に意見交換を目的として10月9日（木）に視察に行くことになった。

次回は、9月26日（金）に開催予定。